



2024年1月 新しいNISA はじまる！

- ☑ 年間非課税枠が最大360万円まで拡大
(※つみたて投資枠120万円・成長投資枠240万円)
- ☑ 非課税保有限度額1,800万円まで買付可能
(※うち、成長投資枠は1,200万円まで)
- ☑ 口座開設期間が恒久化
- ☑ 非課税保有期間が無期限化



現行NISAと新しいNISAの制度比較

2024年1月より、NISA制度は制度の恒久化、非課税保有期間の無期限化、年間非課税枠・非課税保有限度額の拡大など生涯にわたり使いやすい制度となります。

新しいNISAでは、1つの口座で2つの投資枠を使えるなど従来のNISAよりも多くの金額の取引が可能となります。

項目	現行NISA (2023年まで)		新しいNISA (2024年から)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	18歳以上 (NISA口座開設する年の1月1日において18歳以上であること)			
制度併用	併用不可		併用可	
非課税保有限度額 (総枠)	800万円	600万円	1,800万円	内1,200万円
年間非課税枠	40万円	120万円	120万円	240万円
非課税保有期間	最長20年	最長5年	無期限	
購入方法	積立	一括・積立	積立	一括・積立
対象商品	投資信託 (一定の基準あり)	株式・投資信託等	現行つみたてNISA 対象商品と同じ基準	上場株式・投資信託等 (株式は整理・監理銘柄を除く。投資信託は信託期間が20年未満、高レバレッジ型・毎月分配型商品は除外)

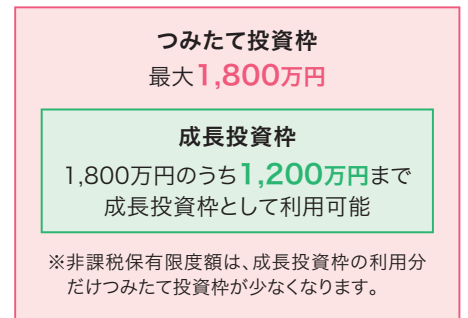
Check! 非課税保有限度額とは?

非課税保有限度額とは、NISA口座で保有できる上場株式等の残高の上限のことです。新しいNISAでは、1人あたり買付額ベースで合計1,800万円の非課税保有限度額が設定され、成長投資枠ではそのうち最大1,200万円まで利用可能です。

【現行NISA】



【新しいNISA】



■ 保有している投資信託1,000万円のうち500万円分を売却した例

【新しいNISA口座】



投資信託
500万円分
売却

【新しいNISA口座】



例えば、新しいNISA口座で1,000万円投資信託を保有しており、500万円分を売却した場合、売却した500万円分の非課税保有限度額の枠が翌年復活し、新たな投資が可能となります。ただし、年間非課税枠360万円(つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)以上の投資をすることはできません。

非課税保有期間終了後についてのお知らせ

一般NISA口座で保有する上場株式や投資信託等は、購入した年を含め5年間、つみたてNISA口座で保有する投資信託等は、購入した年を含め20年間が非課税保有期間となっております。保有する上場株式や投資信託等は、非課税保有期間の終了後、課税口座(特定口座または一般口座)へ移管されますが、その際には以下の点にご注意ください。

- 非課税保有期間が終了する上場株式や投資信託等は、翌年1月1日に課税口座へ移管されます。
- 課税口座への移管の際は、非課税保有期間が終了する年の最終営業日の時価で移管されます。移管後に譲渡した場合には、移管時の時価が課税口座における取得価額となり、それをもとに利益に対して課税されます(損益通算等が可能です)。また、移管後に支払われた配当等は課税されます。
- 現行のNISA(一般NISA・つみたてNISA)から新しいNISA(2024年以降)へのロールオーバーはできません。

■ [参考]NISAでの購入年と非課税保有期間が終了する年

一般NISA		つみたてNISA	
購入年	非課税保有期間の終了	購入年	非課税保有期間の終了
		2018年	2037年末
2019年	2023年末	2019年	2038年末
2020年	2024年末	2020年	2039年末
2021年	2025年末	2021年	2040年末
2022年	2026年末	2022年	2041年末
2023年	2027年末	2023年	2042年末

「投信つみたてプラン」のNISA口座での買付について

現在、「投信つみたてプラン」をNISA優先買付でご契約いただいているお客さまにつきましては、お手続きなして2024年以降もNISA口座での買付契約が継続されます。

なお、買付をするNISA勘定についての移行方針は右図のとおりとなります。

2023年 NISA優先設定		2024年 NISA優先設定
つみたてNISA	→	NISA(つみたて投資枠)
一般NISA	→	NISA(成長投資枠)
ジュニアNISA※	→	課税口座

※2024年1月1日時点で18歳になる方は、成人NISAの成長投資枠での買付となります。

新しいNISA制度開始時の積立金額や銘柄の変更、NISA勘定の変更等につきましては、下記の対象期間に日興イーリートレード(Aコース・Bコースのみ)または、営業店にてお手続きください。

[Aコース(2024年 1月12日引落)] 12月4日(月)～12月28日(木) ※日興イーリートレードは12月29日(金) AM2:00まで

[Bコース(2023年12月26日引落)] 12月4日(月)～12月15日(金) ※日興イーリートレードは12月18日(月) AM2:00まで

[収納代行(2023年12月26日引落)] 11月27日(月)～12月13日(水)



ご注意

新しいNISAの成長投資枠対象商品以外の投資信託をNISA優先でご契約いただいている場合、投信つみたてプランによる買付は継続されますが、課税口座での買付となりますのでご注意ください。
(成長投資枠対象銘柄は随時HP等で公表いたします)

2024年からの新しいNISAを開設するには？

当社で2023年のNISA口座(一般NISA・つみたてNISA)を開設されている方

特段のお手続きなく、2024年からの新しいNISA口座が当社で開設されます

他社で2023年のNISA口座(一般NISA・つみたてNISA)を開設されている方

変更前の金融機関から「勘定廃止通知書」または「非課税口座廃止通知書」を受け取り、必要書類を当社へご提出ください。

ジュニアNISA口座で購入いただいたお客さまへ

ジュニアNISAは、2024年1月から新規の買付ができなくなります。
2024年以降のジュニアNISAについては以下をご確認ください。

- 現行のジュニアNISA口座で投資した金融商品は、非課税期間(5年)終了後、自動的に継続管理勘定に移管され、ご本人さまが18歳になるまで引き続き非課税で保有することが可能です。
なお、18歳まで保有し続けた商品は、課税口座へ移ることになります。
- 現行制度では、ご本人さまが18歳になる前に払出を行う場合、過去に非課税の適用を受けた取引等に対し、遡って税金を徴収しておりましたが、2024年以降は税金徴収されなくなります。
なお、払出を行う際は現行と同じくジュニアNISA口座で保有している商品を全て払出し、ジュニアNISA口座を廃止する必要があります。

■ お客さまのNISA口座の残高や購入年は、日興イーजीトレードでご確認いただけます

ログイン ▶ 残高の確認 ▶ NISA口座残高

〈パソコンから〉



オンライントレード
ログイン

<https://www.smbcnikko.co.jp/index.html>

〈スマートフォンから〉



オンライントレード
ログイン

※表示されるPCサイトをご利用ください。

NISA		つみたてNISA					
取得年別		商品別					
NISA口座残高サマリー		NISA口座の申込・利用状況					
取得年	お預かり残高		お取引			配当金の 分配金	損益計
	評価額	評価損益	買付金額	売却金額	実現損益		
2014年	0	0	0	0	0	0	
2015年	0	0	000,000	0	0	00,000	
2016年	0	0	0,000,000	0	0	000,000	
2017年	0	0	0	0	0	0	
2018年	0	0	0	0	0	0	
2019年	0	0	0	0	0	0	
2020年	00,000	-00,000	0	0	0	00,000	
2021年	000,000	-000,000	0	0	0	000,000	
2022年	000,000	+0,000	00,000	0	0	0	
2023年	000,000	+00,000	000,000	0	0	0	
合計	0,000,000	-000,000	0,000,000	0	0	0,000,000	

新しいNISAについて分かりやすく説明しております。
右記のコードからぜひご覧ください。



特設サイトはこちら



動画で解説!

【お問い合わせ先】日興コンタクトセンター

〈スマートフォンから簡単・便利にお問い合わせ〉

右記コードを
読み込んで
ください



チャット・お電話・HP
よくあるご質問など、便利な
サービスを簡単に選べます。

〈NISA専用ダイヤル〉



0570-071-250

平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く
※携帯電話料金プランの無料通話等を適用させる場合は
050-3614-8924をご利用ください